資料2　イタリア・レーガの「価値憲章」「協同組合の原則」

（全国協同組合・共済組合連盟）

出典：協同の発見21号

組合員は、本来、あらゆる形態の相互扶助の中核であり、協同組合活動の第一の具体的基準となるものである。

協同組合企業は、協同組合人、および未来の世代と社会共同体の利益のために、自らの経済的役割を果たす。

協同組合企業は、その参加者に対し、各人の貢献に応じて、保障と利益と報酬を提供する。

協同の主要な資源は、そこに参加する諸個人によって表される。

それぞれの協同組合は、労働の価値を高め、創造性と専門性、ならびに共通の目標を達成するために協力する能力を、促進し、承認しなければならない。

協同組合人は、なによりも諸個人に対する尊敬を、自らの生命とする。

協同組合人は、どんな役職や地位にあろうとも、率直さと、正義の精神、ならびに責任の感覚をもとめられる。

協同組合企業は、その行う労働の質と、透明性、誠実さ、ならびに適正な行動を自らの生命とする。

協同組合は、常に多元主義を善とみなす。

他の経済的、政治的、社会的勢力との関わりにおいて、協同組合は、それらの勢力の性格や意見、文化を尊重し、自らの独自性と自立性と提案能力に従って行動する。

協同組合の存在と独自の特徴、ルールは、連帯の原則にもとづくものである。

経済諸主体の間のそれぞれの関係や取り引きの基礎には、常に人間的な関係が存在する。

協同組合は、市場を、富の生産の場、健康と環境が尊重される場、社会的経済の発展の場とみなす。

協同組合は、法を遵守するだけでなく、その組合員と集団にとっての正義と有用性の原則に従って、市場の中で行動する。

協同組合は、既存の企業の改革やその新たな創造を通じて、また需要の組織化や集団のニーズに応えることを通じて。市場の発展のために協力する。

こうした意味において、協同組合運動は、協同組合の振興を主張する。

協同組合運動は、企業を興す権利とリスクは、自由の発現であると考える。

協同組合は、民主主義の原則にもとづいて内部関係を律する。

協同組合諸企業は、相互の関係を促進し、集団的財産の価値を高める協同組合運動に結集することによって、また、適切なコントロールの形態を保障することによって、自らの目的をはじめて完全に実現することができる。

国際協同組合同盟の諸原則が既定する協同組合的相互扶助は、協同組合の参加者の利益により合致した富の生産・分配様式であるだけでなく、人間的な関係についての概念でもある。